

この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではなく、あくまで参考情報としてご利用ください。  
ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」「ご提案内容説明書」を  
必ずご確認ください。

2024年4月版

商品概要書

スミセイの学資保険



[5年ごと利差配当付こども保険]

被保険者(お子さま) 契約年齢範囲: **0歳~9歳**

(契約者 男性:18歳~69歳 女性:18歳~75歳)

# お子さまの進学等にあわせて 学資・満期祝金を お受け取りいただける学資保険です。

たとえば…



中学校の入学費用に



高校の入学費用に



大学の入学費用に



塾や習い事の費用に



## この保険の特徴

- ✓1 中学校・高校・大学入学の節目の年に、**祝金**をお受け取りいただけます。
- ✓2 祝金の**受取総額**は**払込保険料総額**を上回ります。
- ✓3 **契約者**が死亡または高度障害のときは以後の**保険料は不要**となり、**祝金は満額**お受け取りいただけます。

※ご契約の際に、契約者は必ず指定承継人をご指定ください。指定承継人とは、契約者が死亡されたときに保険契約上の権利義務を承継し、将来の学資祝金、満期祝金を受け取る人をいいます。

### ⚠️ ご留意ください

- ご契約を**解約**されると、**解約返戻金額**は多くの場合、**既払込保険料**を**下回ります**。
- **災害・疾病関係特約**を付加された場合、**祝金の受取総額**は**払込保険料総額**を**下回ります**。



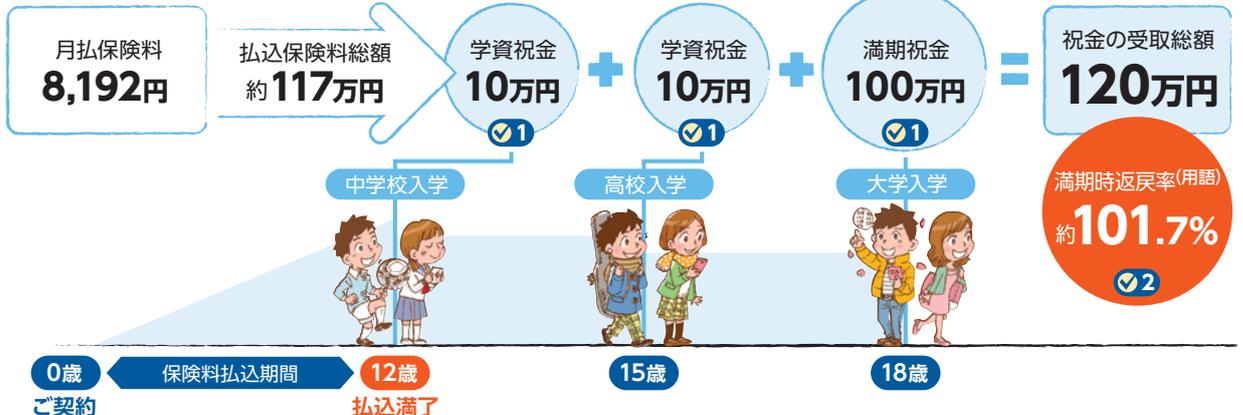
しくみ

[ご契約例] スミセイのこどもすくすく保険/5年ごと利差配当タイプ/口座振替料率

(2024年4月現在)

●主契約(保険期間・払込期間…18歳まで・12歳まで)…基本保険金額100万円

<契約者契約年齢30歳・男性/被保険者(お子さま)契約年齢0歳・男の子・女の子共通>



ご参考 上記ご契約例の月払保険料  
男の子・女の子共通  
(契約者契約年齢30歳・男性)

被保険者(お子さま)契約年齢	0歳	1歳	2歳	3歳
保険料	8,192円	8,947円	9,837円	10,943円

(用語) 満期時返戻率 = 祝金の受取総額 ÷ 払込保険料総額

## ご契約の諸基準

契約年齢範囲(*1)	[契約者] 男性:18歳~69歳、女性:18歳~75歳 [被保険者(お子さま)] 0歳~9歳 ※被保険者と契約者の組み合わせによっては、お取り扱いできない場合があります。	最高基本 保険金額(*3)	18歳満期タイプ:4166万円 22歳満期タイプ:3333万円 ※学資祝金・満期祝金の受取合計額が5000万円 以下のお取扱いとなります。
保険料払込期間 (払込満了年齢)	18歳満期タイプ:12歳・15歳 22歳満期タイプ:12歳・15歳・18歳	(*1) 契約年齢は契約日時点の満年齢で計算します。	(*2) 全期前納とは、保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。
保険料払込方法	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納(*2)	(*3) 同一の被保険者または契約者がすでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。	
保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(月払いのみ)		
最低基本保険金額	100万円		

⚠️ この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、元本保証はありません。**

## 商品の概要

保障内容	<table><thead><tr><th>お支払いする祝金等</th><th>お支払理由</th><th colspan="3">お支払金額</th><th>受取人</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">学資祝金<sup>(*1)</sup></td><td rowspan="3">被保険者が下表の年齢まで生存されているとき</td><td colspan="3">基本保険金額に下表の所定の割合を乗じた金額</td><td rowspan="5">契約者</td></tr><tr><td colspan="3">被保険者の契約後の年齢</td></tr><tr><td>12歳</td><td>15歳</td><td>18歳</td></tr><tr><td rowspan="2">保険期間</td><td>18歳満期</td><td>10%</td><td>10%</td><td>—</td></tr><tr><td>22歳満期</td><td>10%</td><td>10%</td><td>30%</td></tr><tr><td>満期祝金</td><td>被保険者が保険期間満了時まで生存されたとき</td><td colspan="3">基本保険金額と同額</td></tr><tr><td>死亡給付金</td><td>被保険者が保険期間中に死亡されたとき</td><td colspan="3">死亡給付金額<sup>(*2)</sup></td></tr><tr><td>保険料払込免除</td><td colspan="4">契約者が次のいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。 ・死亡されたとき ・責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、<b>所定の高度障害状態</b>になられたとき ・責任開始期以後に発生した<b>不慮の事故</b>による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に<b>所定の障害状態</b>になられたとき</td></tr></tbody></table>	お支払いする祝金等	お支払理由	お支払金額			受取人	学資祝金 <sup>(*1)</sup>	被保険者が下表の年齢まで生存されているとき	基本保険金額に下表の所定の割合を乗じた金額			契約者	被保険者の契約後の年齢			12歳	15歳	18歳	保険期間	18歳満期	10%	10%	—	22歳満期	10%	10%	30%	満期祝金	被保険者が保険期間満了時まで生存されたとき	基本保険金額と同額			死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金額 <sup>(*2)</sup>			保険料払込免除	契約者が次のいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。 ・死亡されたとき ・責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、 <b>所定の高度障害状態</b> になられたとき ・責任開始期以後に発生した <b>不慮の事故</b> による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に <b>所定の障害状態</b> になられたとき				
	お支払いする祝金等	お支払理由	お支払金額			受取人																																						
	学資祝金 <sup>(*1)</sup>	被保険者が下表の年齢まで生存されているとき	基本保険金額に下表の所定の割合を乗じた金額			契約者																																						
			被保険者の契約後の年齢																																									
			12歳	15歳	18歳																																							
保険期間	18歳満期	10%	10%	—																																								
	22歳満期	10%	10%	30%																																								
満期祝金	被保険者が保険期間満了時まで生存されたとき	基本保険金額と同額																																										
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金額 <sup>(*2)</sup>																																										
保険料払込免除	契約者が次のいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。 ・死亡されたとき ・責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、 <b>所定の高度障害状態</b> になられたとき ・責任開始期以後に発生した <b>不慮の事故</b> による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に <b>所定の障害状態</b> になられたとき																																											
<p>(*1) 学資祝金は住友生命所定の利率をつけて自動的に積み立て、契約者からの請求があったとき、またはご契約が消滅したときにお支払いします。この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。</p> <p>(*2) 主契約の既払込保険料相当額から、すでにお支払いした学資祝金を差し引いた金額をお支払いします。</p>																																												
主な付加できる特約等	<table><tbody><tr><td>ご家族登録サービス</td><td>契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。</td></tr><tr><td>保険契約者代理特約</td><td>契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き<sup>(*3)</sup>を行うことができます。</td></tr></tbody></table>	ご家族登録サービス	契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。	保険契約者代理特約	契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き <sup>(*3)</sup> を行うことができます。																																							
	ご家族登録サービス	契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。																																										
保険契約者代理特約	契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き <sup>(*3)</sup> を行うことができます。																																											
<p>(*3) 一部対象外となるものがあります。</p>																																												
返戻金	<ul style="list-style-type: none"><li>● 解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料より少ない金額になります。</li><li>● 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。</li></ul>																																											
配当金	<ul style="list-style-type: none"><li>● 配当金は5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。<b>(配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります)</b>。これを住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。<b>この利率は金利水準等の状況変化などにより変動します。</b></li></ul>																																											

## ■その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額等が削減されることがあり、その結果、死亡給付金額等が払込保険料を下回る場合があります。

この商品概要書の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35  
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 